

令和5年8月三芳町農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和5年8月25日(金) 午後2時00分～午後3時10分

2. 開催場所 三芳町役場 301 会議室

3. 出席委員 13人

会長	長谷川 清行
会長職務代理	古寺 貞雄
委員	島田 裕康
	矢島 秀信
	鈴木 浩之
	清水 高広
	塩野 智恵
	武田 修二
	鈴木 孝史
	鈴木 浩
	高山 誠二
	井田 周
	田中 義行

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件

報告第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知書受理の件(報告)

報告第2号 農用地利用促進計画の認可の件(報告)

報告第3号 2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件(報告)

報告第4号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更の件(報告)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	三浦 康晴	事務局次長	小林 豊明	主 幹	江田 直也
主 事	三浦 涼太	主 事	清水 大輝	主 事 補	森下 由理

6. 会議の概要

会長

それでは、三芳町農業委員会総会会議規則第6条により、出席委員が過半数に達しておりますので、ただいまより総会を開催いたします。
本日の議事における、議事録署名委員の指名については、議事録署名委員に島田裕康委員、矢島秀信委員を選任します。
本日の議事における、会議書記には農業委員会事務局の清水主事を指名いたします。それでは、本日の提出議案案件について、事務局より概要説明を求めます。

議案第1号、1、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件、別紙のとおり
報告第1号、1、農地法第18条の規定による合意解約通知書受理の件(報告)、別紙のとおり
報告第2号、1、農用地利用促進計画の認可の件(報告)、別紙のとおり
報告第3号、1、2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件(報告)、別紙のとおり
報告第4号、1、農用地利用促進計画の認可の件(報告)、別紙のとおり
令和5年8月25日提出
三芳町農業委員会
会長 長谷川 清行
以上でございます。

議案第1号番号1から番号3について借人が同一のため事務局より一括で説明をお願いします。

事務局

事務局より説明いたします。
1ページをご覧ください。
議案第1号は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の農用地利用集積計画による利用権設定の件となります。
番号1につきましては、
所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の2筆となります。
所在につきましては、2ページから3ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。
面積は上から613㎡、567㎡の計1,180㎡であり、権利が使用貸借権の設定です。
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
権利の始期と終期ですが、
令和5年9月1日から令和6年8月31日までの1年間となります。

なお、継続の利用権設定となります。
番号2につきましては、所在が大字〇〇〇〇の1筆となります。
所在につきましては、4ページから5ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。
面積は1,579㎡であり、権利が使用貸借権の設定です。
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人及び権利の始期と終期については、番号1と同様のため省略致します。
続きまして番号3につきましては、所在が大字〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の2筆となります。
所在につきましては、6ページから8ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
なお、この土地につきましては市街化区域と市街化調整区域に分かれております。
〇〇〇〇は市街化区域です。〇〇〇〇は市街化調整区域です。
市街化調整区域の方は、農振農用地となっております。
また、議案書の地番の表記につきましては、区分わけしている地番につきましては、本来の地番の後にハイフンを入れ、区分番号を入れることで同一地番中を分けておりますので、ご理解ください。
面積は上から10㎡、2,116㎡であり、権利が使用貸借権の設定です。
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人及び権利の始期と終期については、番号1と同様のため省略致します。
次に申請書に基づいて借人についてご説明します。
機械は、トラクター1台、耕耘機3台、トラック1台などを所有しており、農業を営む環境にあると判断します。労働力は申請者含め4名となっております。主たる経営作物は、水菜となります。
農作業従事日数については、申請者は320日となっております。
事務局からは以上です。

会長

地元委員より補足説明をお願いします。

3番委員

先日〇〇〇〇と一緒に現地を確認し、また借人に話を聞いてまいりました。〇〇〇〇は、日頃から一生懸命農業を営んでおり、私も畑の見回りをしていいる時に、農作業に従事している姿をよく確認しております。今回の件につきましても継続ということで以前から農地の貸借を更新している状況でございます。畑につきましては日頃から水菜をよく作付けているのを確認しております。今年については、この後ほうれん草を作付ける予定ということでその準備が進んでいるということでございました。

いずれの畑につきましても以前から、大変綺麗に耕作・耕耘・管理されており、きちんと畑としての使用されているものでございますので、問題はないかと思いますが、慎重審議のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、〇〇〇〇の件ですけれども、先ほど事務局からも説明ありましたとおり、市街化区域と市街化調整区域に分かれているところであり、〇〇〇〇から100mのところは市街化区域指定されておりまして、そこから離れているところが市街化調整区域ということでもあります。

会長

何か意見ございませんか。

7番委員

〇〇〇〇の南側に〇〇〇〇というかなり長細い筆があるが、これは何か。

10番委員

先日現地確認をしたが、奥の〇〇〇〇の畑に行くための土地であると思われる。

会長

他に何か意見ございませんか。

異議なしの声がでましたので、決定とします。

これよりは報告案件となりますが、報告第1号番号1について〇〇〇〇が当事者になりますので、一時退席をお願いいたします。

事務局

それでは、報告第1号番号1について、事務局より説明をお願いします。

9ページをご覧ください。

報告第1号は、農地法第18条の規定による合意解約通知書受理の件です。所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の計6筆となっております。

所在につきましては、10ページの案内図をご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振農用地となっております。

面積が上から642㎡、986㎡、1,064㎡、696㎡、995㎡、1,066㎡の計5,449㎡となっております。

貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇、
〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇となっております。

解約申入日、解約成立日が令和4年12月5日、

解約引渡日が令和4年12月31日

解約通知日が令和5年7月12日

となっており、解約事由は合意解約で受理済みです。

以上です。

会長

報告第1号番号1について事務局より報告が終了しました。〇〇〇〇に席の方にお戻りいただきます。事務局より〇〇〇〇にお伝えください。

それでは、報告第2号以降の報告について事務局より報告をお願いします。

事務局

続いて報告第2号についてご報告いたします。

11ページをご覧ください。

報告第2号は、農用地利用促進計画の認可の件となっております。

この案件は、令和5年5月の総会にて農地中間管理機構を通しての貸し借りをを行う件で審議を行い、決定をいただきました。その後、農地中間管理機構から借り受ける方が決定し、県から認可の上、公告がなされたことについて、農業委員会あてに通知がありましたのでこの場でご報告するものです。所在につきましては、12ページから14ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。

権利が賃借権の設定となっております。

所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の計2筆で面積が上から1,069㎡、1,100㎡の計2,169㎡で登記簿地目、現況地目ともに畑です。

貸人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利の始期と終期ですが、

令和5年8月1日から令和11年7月31日までの6年間となります。

なお、公告日は令和5年7月28日となっております。

15ページをご覧ください。

報告第3号は、2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件となっております。

これは、耕作を行う者が、その事業のため、農機具置場・倉庫などの農業用施設を設置するにあたり、施設に必要な敷地面積が2アール未満である場合は、届け出を行うことで設置することができます。

所在が〇〇〇〇の計1筆で、面積は2,866㎡のうち64.8㎡となっております。

所在等につきましては、16ページから19ページまでの案内図、公図の写し、配置図、立面図・平面図をご覧ください。

届出人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇

申請事由は、農業用倉庫として受理済みです。

続いて報告第4号についてご報告いたします。

20ページをご覧ください。

報告第4号は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更の件となっております。

農業経営基盤強化促進法においては、都道府県、市町村が、当該地域において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の指標及びこのような農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積の目標並びにこのような農業経営を目指して経営改善を図ろうとする者への支援措置の在り方等について総合的な計画を定めることとし、都道府県においては農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針、市町村においては、都道府県の基本方針に即して、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を策定することとされています。

このたび、当町は、令和5年4月1日施行の農業経営基盤強化促進法の一部改正により埼玉県の基本方針が変更されることに伴い、町の基本構想を変更するものです。つきましては、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条に基づき、農業委員会の意見を伺うものです。

基本構想について、主な改正点につきましては、資料1をご覧ください。

1点目は「農業を担う者の確保・育成」、「農用地の効率的かつ総合的な利用」に関する記載事項等を追加

2点目は農業経営基盤強化促進事業に関する記載事項を変更(一部追加及び削除)

地域計画が法定化されたことから、人・農地プランに基づく表現から地域計画の趣旨に即した形に変更しました。

資料1-1につきましては、基本構想における記載内容の追加に関して、大本となる農業経営基盤強化促進法の改正個所の詳細になります。

資料2につきましては、新旧対照表、資料3につきましては、基本構想原案であり、いわゆる溶け込み版となっております。

事務局からは以上です。

以上で、本日の提出議案はすべて終了しました。

最後に、事務局に申し伝えます。本日すべての議事が議決となりました。議案の議決文を作成し、本日の議案書とともに保管してください。

上記会議の顛末に相違がないことを証明するため、署名する。

令和5年12月20日

議長 長谷川 清行

署名委員 島田 裕康

署名委員 矢島 秀信